○荒尾市飲用井戸等水質検査補助金交付要綱

令和７年９月３０日告示第１３２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、荒尾市内の飲用井戸及び飲料水供給施設の水源井戸（以下「飲用井戸等」という。）における衛生対策の充実を図ることを目的とし、飲用井戸等の水質検査に要した費用について、予算の範囲内において荒尾市飲用井戸等水質検査補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、荒尾市補助金等交付規則（平成２２年規則第２８号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　荒尾市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者で、荒尾市内における飲用井戸等の設置者又は管理者であること。ただし、市長が特に検査が必要と認める飲用井戸等の場合はこの限りではない。

⑵　飲用井戸等が設置されている敷地（一体的な利用に供される敷地及び建築物）に上水道配水管が敷設されておらず、飲用井戸等の他に飲料水の確保が困難であること。

⑶　同一世帯全員に市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の要件を全て満たす水質検査に要する費用とする。ただし、補助対象経費に消費税は含まないものとする。

⑴　有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「ＰＦＯＳ」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「ＰＦＯＡ」という。）の有無を確認できる検査であること。

⑵　水質検査を実施する機関は、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２０条第３項ただし書に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関（以下「登録検査機関」という。）であること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じた額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、３０，０００円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水質検査を実施する前に荒尾市飲用井戸等水質検査補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　登録検査機関が交付する水質検査の見積書（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査費用が分

かるもの）の写し

⑵　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付は、補助対象者１人につき１回までとする。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条第１項の規定により提出された申請書を受け取ったときには、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは荒尾市飲用井戸等水質検査補助金交付決定通知書（様式第２号）により、不交付を決定したときは荒尾市飲用井戸等水質検査補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第７条　前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、水質検査が完了した日の翌日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の２月末日のいずれか早い日までに、荒尾市飲用井戸等水質検査補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　水質検査の費用が分かる領収書の写し

⑵　登録検査機関が交付する水質検査結果の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒尾市飲用井戸等水質検査補助金交付確定通知書（様式第５号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、当該通知書を受けた後、速やかに荒尾市飲用井戸等水質検査補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受けた日から３０日以内に補助金の交付を行うものとする。

（調査）

第１０条　市長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　この要綱の規定に違反したとき。

⑶　その他市長が取り消すことを適当と認めるとき。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年１０月１日から施行する。